

矢吹町空き店舗対策事業補助金交付要綱

平成29年9月4日告示第51号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地の活性化を図るため、空き店舗を利用して営業等を開始する団体及び個人に対し、矢吹町補助金等の交付に関する規則（昭和52年矢吹町規則第7号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において対象となる空き店舗は、中心市街地の空き店舗とし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中心市街地 矢吹町都市マスタープラン(平成28年12月策定)

「矢吹駅周辺地区 まちづくり方針図」に定めのある商業・業務地、複合市街地及びそれらに隣接する地域をいう。

(2) 空き店舗 過去において、店舗の用に供していた建物で、この要綱により補助金の交付申請をする日（以下「申請日」という。）に、現に店舗として使用されていないものをいう。ただし、申請日において現に店舗として使用されている建物を現状のまま引き続き使用する場合であっても、当該建物の所有者または借受人と、当該建物を店舗として新たに借り受ける者が異なる場合は、当該建物を空き店舗とみなす。

(3) コミュニティ施設 ギャラリー、文化・娯楽施設及び集会所等地域の住人が交流できるスペースのあるものをいう。

(補助対象資格)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、次に掲

げる要件をすべて備えていなければならない。

- (1) 町商工会に属し、又は属する予定で商工会の推薦を受けた者。
- (2) 空き店舗の所有者（前条第2号ただし書の規定に該当する場合、当該空き店舗の直近の借受人を含む。以下この号において同じ。）と同一世帯員若しくは生計を一にする者でないこと、又は空き店舗の所有者の配偶者若しくは一親等の血族及び姻族でないこと。
- (3) 小売、飲食を主とする業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種を除く。）及びコミュニティ施設として空き店舗を活用する者。
- (4) 補助金の交付を受けようとする者が、直接事業又は営業に携わること。
- (5) 矢吹町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する要綱（平成21年矢吹町告示第15号）第2条第1項に規定する町税等を滞納していない者。

2 その他、町長が中心市街地活性化に寄与するものとして、特に補助金の交付が適当であると認める商業団体、又は個人。

（補助対象事業及び補助対象経費）

第4条 補助対象事業、対象経費、補助金の額は、別表のとおりとする。
ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、矢吹町空き店舗対策事業補助金交付申請書（様式第1号）を事業開始の1か月前までに町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を

審査し、適当と認められる者に対し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の審査及び調査の結果により補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかに当該申請者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第7条 前条第1項に規定する補助金交付決定通知書を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、空き店舗所有者及び管理者と賃貸借契約締結後、すみやかにその契約を証する書類の写しを町長に提出するものとする。

（変更承認申請）

第8条 補助対象者が、事業計画について次の各号の一に該当する変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を遅滞なく町長に提出しなければならない。

（1）事業費を10分の2以上増額又は減額。

（2）事業内容を大幅に変更するとき。

（3）事業を中止するとき。

（4）事業実施時期を変更するとき。

（実績報告）

第9条 事業が完了したときは、速やかに矢吹町空き店舗対策事業実績報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の確定等）

第10条 前条の報告を受けた場合における補助金の確定等並びに交付請求及び補助金の返還命令等の手続きについては、矢吹町補助金交付要綱（昭和53年矢吹町告示第23号）の規定を準用する。

（その他）

第 1 1 条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第 4 条関係）

対象事業	対象経費	補助金の額
中心市街地の空き店舗又は空地を集客向上のためのコミュニティスペース又は店舗として使用し、事業を営む場合。	当該空き店舗の月々の家賃及び土地使用料（敷金、仲介手数料等賃貸契約に関する諸費用を除く。）のうち出店をした月から 36 月間（第 2 条第 2 号ただし書きの規定に該当する場合にあつては、24 月間）の家賃及び土地使用料	当該空き店舗の月々の家賃及び土地使用料の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額（月当たり 50,000 円を上限）とする。ただし町の創業支援事業計画に基づき、町からの証明書が交付された創業者については 5 分の 3 を乗じて得た額（月当たり 100,000 円を上限）とする。

備考 1 国、県等の補助金の交付を受ける場合は、国、県等の補助金額を除いた金額にそれぞれの補助率を適用し、限度額以内の金額を補助する。